

# 佐野市教育センター等警備業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

佐野市教育センター等警備業務委託

## 2. 委託対象施設

- ①佐野市教育センター（佐野市上羽田町1134番地1）
- ②吾妻こどもクラブ（佐野市上羽田町1134番地1※佐野市教育センター内）

## 3. 委託期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日までとする。  
（5年間の長期継続契約）

## 4. 警備

以下の仕様に基づいて機械警備を行う。

### (1) 通信回線

既設のNTT一般回線を使用する。

### (2) 警備区画

- ①佐野市教育センター
  - 1階：事務室、吾妻中資料室、廊下（吾妻こどもクラブ部分は除く）
  - 2階：アクティヴ教室職員室、理科準備室
- ②吾妻こどもクラブ
  - 1階：吾妻こどもクラブ室

### (3) 警備機器の設置

前記(2)の警備区画に感知器を設置し、この警備のセット・解除ができる制御装置を以下の場所に設置する。

- ①佐野市教育センター
  - 事務室出入り口付近付近
- ②吾妻こどもクラブ
  - 吾妻こどもクラブ室出入り口付近

### (4) 機械警備の実施時間

機械警備は、警備装置をセットしたときに始まり、解除したときに終了することとするが、原則下記の時間とする。

- ①佐野市教育センター
  - 平 日：17:15～翌日8:30まで
  - 土、日、祝祭日：8:30～翌日8:30まで
- ②吾妻こどもクラブ
  - 開 所 日：18:00～翌日13:00まで
  - 休 所 日：13:00～翌日13:00まで

### (5) 異常情報受信の際の対応

受託者が基地局又は待機所において異常情報を受信した際には、直ちに警備隊員を急行させ異常事態を確認するとともに所定の連絡先へ通報する。

## (6) 巡回業務

1週間に2回の巡回警備を実施する。原則夜間の巡回とする。

## (7) 異常時の重点巡回

異常情報が頻繁に発報される場合や、機械警備中に佐野市教育センター敷地内で施設の破損等が頻繁に行われる等の事態が生じた場合には、市の要請により重点的な巡回を行い、事態の解消を図る。

## 5. 火災異常感知

### (1) 業務

受託者は、佐野市教育センターに設置されている自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。業務の実施時間は終日とする。

### (2) 異常情報受信の際の対応

#### ① 機械警備セット中

直ちに警備隊員を急行させ、火災異常の有無を確認する。その結果、火災発生と判断したときは直ちに消防機関及び所定の連絡先へ通報し出動を要請するとともに、必要な処置を行う。

#### ② 機械警備解除中

直ちに佐野市教育センター及びこども課へ電話し、火災異常の有無を確認する。その結果火災発生と判断したときは直ちに消防機関へ出動を要請するとともに、警備隊員を急行させ、必要な処置を行う。

電話に対応がない場合は、直ちに警備隊員を急行させ、火災異常の有無を確認のうえ、必要と認めたとときには消防機関へ通報し出動を要請するとともに必要な処置を行う。

## 6. 費用等

### (1) 委託業務に係わる設置機器

受託者は、受託者所有機器を新たに設置し、受託期間終了後撤去するものとする。

### (2) 機器の設置・撤去工事費

受託者の負担とする。

### (3) 機器の取替等

自然損耗により機器の取替等が必要な場合は、受託者の負担とする。

なお、増改築など市の都合により機器等に変更が生じたときは、市は必要な工事料実費を負担し、受託者が取替工事を行うものとする。

## 7. 基地局又は待機所の設置

受託者は、基地局又は待機所として事務所ないし出張所を佐野市内に設置すること。

また、基地局又は待機所から佐野市教育センター及び吾妻こどもクラブまでの距離・所要時間、及び車両台数を事前に報告するものとする。

## 8. 警備情報の報告

受託者は、機械警備業務報告書を毎月1回提出しなければならない。なお、吾妻こどもクラブ室分はこども課に別途提出するものとする。また、市から要求があった場合は、その都度警備状況について報告しなければならない。

## 9. 警備装置等設置未完了時の対応

警備業務開始日において、警備装置等の設置が完了しておらず、機械警備業務を開始できない場合は、設置完了し機械警備を開始できるまでの期間、警備員等で対応すること。この際要する費用は、

受託者の負担とする。

10. 連絡体制

市は受託者に対し、事前に必要な緊急連絡先等を通知し、受託者と協議のうえ円滑な連絡体制の構築に努めるものとする。

11. 鍵の預託

市は警備業務実施に必要な鍵類を受託者に預託する。  
なお、取扱いには細心の注意を払い、責任をもって管理すること。

12. 電話機の使用

市は、受託者が警備業務実施のため緊急に必要な場合、施設に設置された電話機の使用を認めるものとする。

13. 損害賠償

受託者は、委託業務の履行に際して、受託者の責めに帰すべき理由により、市、市の職員、教職員及び第三者に対し、身体上又は財産上の損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。